口座を開設される外国人のお客さまへ

当金庫では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設される永住者及び特別永住者を除く外国人のお客さまに下記事項についてお願いします。お客さまにはご不便、お手数をおかけすることになりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願いします。

在留カード等の確認にご協力ください

外国人のお客さまは、新規口座開設時に、在留資格によって、在留期間(満了日)を在留力ード等により確認させていただきます。また、在留期間(満了日)までの残存期間が2か月未満の場合、口座開設をお断りさせていただくことがあります。

また、既に当金庫に口座を開設されている外国人のお客さまにつきましても、窓口や郵便等により、在留資格・在留期間(満了日)を確認させていただきます。在留資格・在留期間(満了日)を更新した場合は、在留カード等、更新後の在留資格・在留期間(満了日)が確認できる書類を提示ください。

在留資格・在留期間(満了日)の確認に応じていただけないまま在留期間(満了日)が 到来した場合や、在留資格・在留期間(満了日)が確認できる書類の提示に応じていただ けない場合は、預金規定に基づき取引の全部または一部を制限させていただく場合があり ます。

ご留意事項

- ・関係法令等に基づく各種確認にお時間を要することから、お申込み当日の口座開設はできません。
- ・必要に応じて、追加の確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがございますので、あらかじめご了承 ください。
- ・帰国や当金庫の営業地区外へ転出する際は、必ず口座解約の手続きを行ってください。

